

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和6年度第1回朝霞市いじめ問題専門委員会	
開催日時	令和6年9月4日（水） 午後5時から午後6時20分	
開催場所	朝霞市役所 別館5階 大会議室（手前）	
出席者及び欠席者の職・氏名	委員5名 後藤 顕一 東洋大学教授 教授 浅見 哲也 十文字学園女子大学 教授 杉田 正興 すぎたこどもクリニック 小児科医 舟越 珠美 スクールカウンセラー 臨床心理士 橋詰 裕 香川法律事務所 弁護士 事務局3名 横瀬 修克 教育指導課課長 遊馬 嘉和 教育指導課指導主事 上野 宏朗 教育指導課指導主事 欠席者なし	
議題	（1）朝霞市いじめ防止に関する事 （2）市内小中学校のいじめ防止の取組に関する事 （3）その他	
会議資料	資料1	朝霞市いじめの防止等のための基本的な方針
	資料2	「いじめ防止月間」における各学校の取組について
会議録の作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 担当課長による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項	一部非公開	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

（遊馬指導主事）

皆様、こんばんは。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます朝霞市教育委員会、遊馬でございます。

本委員会の公開につきまして、確認をお願いいたします。

朝霞市の会議公開指針に基づき原則会議は公開となりますが、

個人情報に関わるような案件を取り扱う場合等、会議の内容により一部または全部を非公開とすることがあります。

その場合には、委員の皆さんにお諮りして非公開にするという手続きをとりたいと思いますが、それでご理解いただけますでしょうか。

（全員、同意）

（遊馬指導主事）

ありがとうございます。

では傍聴者の確認をお願いします。

（確認）

（上野指導主事）

傍聴者はおりませんので、会議の進行をお願いいたします。

（遊馬指導主事）

では、次第に従いまして進行させていただきます。

ただいまより令和6年度第1回朝霞市いじめ問題専門委員会を開会いたします。

本委員会につきましては、朝霞市で重大事態が発生した際に、後ほど資料でご確認いただきますが、過去に本委員会で確認しました事項に則り委員会を開催しております。

今回は令和5年度から、現時点でフローチャートにあるような事例が発生していないため、定例会としての開催となっております。

初めに、横瀬修克教育指導課長より挨拶を申し上げます。

（横瀬課長）

はい。それでは皆様、こんにちは。また今回は、本当にお忙しい中、委員という任命を快くお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。

私自身は3年前までこちらの教育指導課の方に5年間、指導主事としておりまして、その時は主に特別支援教育、課長補佐というような立場で仕事もしておりました。

2年間、中学校の方で教頭として勤めておりまして、4月より教育指導課長としてこちらでまた、仕事をさせていただいております。

先ほど教育長からも、朝霞市の今の取組についてお話がありましたけれども、私からも少しだけお話をさせていただけたらと思います。

朝霞市のいじめについては、この後担当の遊馬から詳細にご説明させていただきますが、令和5年度にいじめの認知件数が、小学校102件、中学校36件あり、解決・解消した件数は、小学校で77件、中学校で29件ございました。

朝霞市では積極的にいじめを認知し、丁寧な解決と、本人および保護者による意思確認を確実にすることで、いじめを解消していくことを学校に周知しているところでございます。

しかしながら、児童生徒を取り巻く社会的・家庭的環境の変化、また、価値観の多様化等からも、いじめ問題の解決・対応に対して、保護者等の理解を得ることが難しく、対応が長期化するケースも出ております。

子供はそもそも成長段階にあり、他者と関わりながら社会の中で生きていくために必要なコミュニケーション力や自己表現力を学んでいるところでございます。

また、生徒指導的には、児童生徒自らが設定した目標達成のために、自発的・自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち自己指導能力の獲得が目指されております。

教育委員会といたしましては、児童生徒が予測困難な変化や、急速に進行する多様化に対応する中で、一人一人の特性を輝かせ、生きていく力を培うために、尽力していく所存でございます。

委員の皆様には、本市のいじめ防止等のための対策を実効的に行うために、それぞれの専門的なお立場からお力添えをいただきますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

（遊馬指導主事）

続きまして委員長でございますが、5名の皆様のうち2名が再任、3名が新しい方となりましたので、改めて朝霞市いじめ問題専門委員会条例第5条に従いまして、委員の互選によって決定したいと思います。

特にご意見等がなければ、東洋大学の食環境科学部食環境科学科長、教職センター長でございます、後藤先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（一同それぞれ）

お願いします。

（遊馬指導主事）

では、承認いただけましたので、拍手をお願いします。

（承認の拍手）

（遊馬指導主事）

では、ありがとうございます。後藤委員長より、一言ご挨拶を頂戴いたします。

（後藤委員長）

皆様こんにちは。ただいま委員長を拝命しました後藤でございます。教育長のお話、先生方のお話を伺って、すごく感動させていただいております。

朝霞市のいじめに対する向き合い方がですね、非常に子供目線であるということと、それから、決してそのいじめを隠さないというですね、もうその姿勢というのは非常に頭の下がる思いでございます。

もちろんいじめは起きてはいけないわけですが、事実として起こっている、これを見逃さないで、しっかりと向き合って解決まで果たしていくというこの強い心をですね、この委員会です、大切にしながら、一つ一つ難しいことは出てくるかもしれませんが、受け入れながら解決に向けて、いろいろな専門的な立場の先生が

これだけお集まりですので、知恵を尽くして向き合っていければと思ってございます。何卒、よろしくお願いいたします。

（遊馬指導主事）

ありがとうございます。

それでは、これより議題に入らせていただきます。条例第7条に従いまして、議事の進行を後藤委員長をお願いいたします。

（後藤委員長）

はい。それではですね、議事進行に移らせていただきます。

まず（1）のいじめの防止に関することについて、事務局からよろしくお願いいたします。

（遊馬指導主事）

では、資料1をご覧ください。

朝霞市いじめの防止等のための基本的な方針について、説明させていただきます。

こちらにつきましては、現在、朝霞市のホームページで公開されております。

朝霞市いじめ防止等のための基本的な方針を一部、令和5年11月に改訂いたしました。

改訂した主なポイントをご説明いたします。

4ページ（3）保護者、家庭としての欄がございます。

ここのウの箇所が、いじめを発見し、またはいじめの恐れがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に連絡し、解決解消に向けて協力すると変更されました。かつては「連絡する」で終わっていたものを、家庭との協力をより強くしていただくために、このような文言となりました。

続けて、5ページ。（5）地域としてというところですが、こちらはアだけだったんですけれども、イのところ、学校運営協議会等がいじめ問題について取り扱われた際には、地域で可能な限り協力・連携して未然防止等に努めるという文言を追加いたしました。

いじめは学校だけで抱える問題ではございません。やはり地域・社会でいじめというものに取り組んでいきたいと思いますということを盛り込むために、このような文言を追加いたしましたのと、コミュニティスクールが令和5年度に朝霞市全校で設置されたのを受けて、ここで学校運営協議会を追記することができたということもございます。

続きまして、6ページ目です。4番、朝霞市の取組の欄で、細かいことではあるんですけれども、（2）のところ、生徒指導提要が令和4年の12月に改定されましたので、そのことを盛り込んでおります。

続けて、7ページ目（11）、インターネット等を通じて行えるいじめ対策ということしか書いてなかったんですけれども、ここにネット利用ルール作り活動という具体的な活動の名前を取り入れまして、こちら学校で実践してもらっているところです。その下、（12）番のところ、いじめ撲滅サミットというものを以前一度開催したんですけれども、その他の取組も出てきておりますので、等ということで、一つ言葉を追加しております。

具体的に言いますと、令和4年度から中学校の生徒会本部役員をオンラインで繋ぎまして、

いじめに関する各学校での困り感、生徒の困り感を共有して、お互いの意見を、こう

いう取組をやってますよというのを共有するという場を設けております。
この改訂は以上になるんですけれども、こちらについては昨年度のいじめ問題対策連絡協議会っていうところでも諮りまして、この改訂に繋げております。
この場でもしご意見いただければ、今度のいじめ問題対策連絡協議会、もしくはこの次の改訂のときに反映させていただきたいと思いますので、何か内容についてご意見いただければと思います。お願いします。

（後藤委員長）

ただいまのご説明につきまして、ご質問ご意見等等ある方、いらっしゃればよろしく
お願いいたします。

（後藤委員長）

よろしいですか。
私からで、ちょっとだけいいですか。
すごくいい取組だなと思っているところで、生徒の困り感を生徒同士で出したって
いう、これどんな中身がもし出てきたかということを、ちょっともしお聞かせいただ
ければ、どんな話だったんでしょう。

（遊馬指導主事）

オンラインで子供同士が情報交換している中で、具体的にどういう活動をしていけ
ばいいんだろうか、生徒会が代替わりしますので、先輩から引き継いだ内容はもちろ
んやっていくんですけれども、他の学校どういうことやってるのかなっていうのを
知る。それを取り入れられる、例えば、ある学校ではそのタブレットを使って自分た
ちでいじめ防止をしましょうみたいな動画を作ったりとかしてる学校があったの
で、そういう取組やってますっていうことを紹介して、このタブレット自体は全校み
んな持ってるものですから、そういう取組ってあるんだなっていうことを共有して
いる。話題としてそのようなものがございました。

（後藤委員長）

素敵な取組だなというふうに感じました。その他いかがでしょうか。

（杉田委員）

インターネットの利用もインターネットを介していじめ問題になってます。インタ
ーネット利用の規則みたいなルールを設けるということを書いてありました。
ちょっとこれ、個人的な意見ですけど急速に情報の情報拡散・収集するツールが急速
に発展している社会で、今は個人的に感じてるのは子供に対する情報リテラシー教
育が全然なっていないと。
要するに、兵器ですね、例えば戦争で使うようだと一気に世の中にばらまいたけども
その使い方を教えないと先にばらまいたというのと同じような現象が社会で起こっ
ている。
例えば、情報発信するのも何の制限を受けることなく発信できるし、それを受け取る
側も何の評価を受けることなく、自由に受け取ると、それを勝手にできるいうこと
で、かなりそういう社会問題化してるんですけれども。
我々世代は情報なんていう授業、ある一定の世代以上は情報なんていう授業科目す
らなかったわけで、そういった情報素人の人たちが、もう好きなように幅を取りまし
て、暴れているような状態が社会の中であるわけで、これからの若い子たちは情報リ

テラシー教育として、例えば今日、アカデミーの先生がいらっしゃいますが、例えば論文なんかにしても、しっかりした明確な根拠、ちゃんとしたソースがですね、学術的なソースを経由したものでないと発信できないようにする、発信しようとしても厳しい審査を経て発信すると、いうそういう形をとって学術的なものが広がるわけです。

インターネットはまたそれとは別にアンダーグラウンドで自由なんでね、もうちょっと肩書きのついてる人はこうだって言えばもうそれが常識になってしまう。誤っていても。そういう部分を非常に怖い世界なんでね。

いじめの問題も結局我々の見えないところで広がってしまう。

ちょっとやっぱりちょっともう少しこのいじめの問題って話が広がっちゃったんですけど、せつかく情報科っていうですね、先生も新しく申請されていらっしゃるぐらいなんで。

もうちょっとコンピューターが使い方云々、その広げ方云々、そこに専科するのもいいですが、そうではなくてちょうどリテラシー、その使い方・収集の仕方、そこをですね、もうちょっとこれは話が大きくなって、日本全体の話になっちゃうんですが、強化していただきたい。というのが私、個人的な意見なんで、今後ちょっとこれが、このインターネットを使いたいじめっていうのがですね、広がっていく中で、その辺りをちょっと念頭に入れて議論していく必要があると考えています。

（遊馬指導主事）

ありがとうございます。情報モラル・情報リテラシーというところの教育活動や、ご指摘の通りだと思いますので、いろいろな場面で指導してまいりたいと思います。

（後藤委員長）

そのほか、いかがでしょうか。

（浅見委員）

いじめの認知件数がどこも増えているということで、その理由を考えたときには、それぞれの小・中学校の先生が、本当に熱心にきめ細やかな、アンテナを立てて、見てくださってるので数値は高くなっている、っていうのが一つと、あとやはり、もう見えないいじめっていうのは、SNS上で増えてきてるんじゃないかなっていうのが、以前とは大きな違いだとは思うんですね。

それは子供だけじゃなくて大人であっても、これだけオリンピックの選手に対して非難をしてしまうだとか、本当にSNSが発達すればするほど、日本の心の醜さが表れちゃってるんじゃないかなって、かつてはそういうものがなかったから、なんか日本人って、我慢、仕方がないとかっていうことで、良い国民という印象はあったんですけども、やはり自分がさらされないとかいうか、相手が見えなくなると、そういう醜いところって出てしまうんじゃないかなっていうのも、このいじめが増える原因じゃないかなと感じているところではあるんですが。

実際に小・中学校で、どんないじめが起きているのかですとか、私ちょっと道德教育を担当させていただいてる関係で、道德が教科化になって、これだけ一生懸命やってるのになんでいじめが増えるのかって安易な質問をよく受けるんですね。でもやはりそういう結果があるということは、やっぱりどんないじめが増えているのかっていうことと、それに対してどんな未然防止が必要なのかっていうのをしっかりと分析していくっていうことも必要じゃないかなとちょっと感じているところです。

はい。

(遊馬指導主事)

ありがとうございます。どのようないじめが増えているかというところで、あの詳細はまたちょっと非公開の部分でお伝えしたいと思うんですけども、大きく言いますと、やはり一番多いのは、冷やかしのからかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる。これが一番多くなっております。

続けて多いのが、軽くぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする、ていうようなところが続けて多くなっています。

ですので、それに対してどのような未然教育、やはり道徳の授業もそうですし、特別活動もそうですし、様々な場面での、まずは発達支持的生徒指導を、きちんときめ細かく全生徒に行っていくことが、大事なのかな、と。

それと、やはりその問題行動をとってしまった、起こしてしまった児童生徒に対して、今度は課題を修正していけるような指導を入れていけるといいのかなと考えております。

(浅見委員)

今おっしゃったからかいとかっていうのも、本当に正面・対面で行われているようないじめがあるってことなんですね。

(遊馬指導主事)

そうですね。

(浅見委員)

陰でこそこそってわけじゃなくて。

(遊馬指導主事)

そうですね。なので、氷山の一角が現れてきているので、陰で言われてるようなことは、もしかしたら隠れてしまっている数字かもしれません。いじめの認知件数っていうのは、もしかしたらその何倍も隠れているのかもしれないんですけど。なるべくそういうものの見逃しを減らしていこうという取組を進めていきたいと考えております。

(橋詰委員)

よろしいでしょうか。

いじめの認知件数は小学校 102 件、中学校 36 件ですけども、認知はあれですか、被害者から申告があつてなのか、それとも他の第三者の生徒が見てなのか。その教員が見てなのか。保護者からの申告とか、そこら辺っていうのはどのぐらいの割合とか、何かに絞ってわかれば、知りたいんですけど。

(遊馬指導主事)

はい。本人から訴えがある。その保護者からの訴えがある。周りで見えた子から訴えがある。先生が発見する、ていうような順番で、多いかな、と。

(橋詰委員)

なるほど。

(遊馬指導主事)

はい。本人、保護者がやっぱり一番、なるほど多いですね。一番そのいじめの端緒をつかむっていう際には、はい。

(橋詰委員)

そうすると、この105件っていうのは、ご本人とか親御さんが、あることをされて傷ついたという、このいじめ防止推進法の定義にあてはまったものを件数化に入れているという感じですかね。被害者の方がいじめと感じたら、その親御さんもしじめと感じたら、この件数にカウントを入れるという感じですかね。

(遊馬指導主事)

そうですね。

(橋詰委員)

はい、わかりました。

(横瀬課長)

実際にはそういったいじめがあつてというか、そういう状況把握をさせていただいて、その該当する本人を含めた聞き取りというのを個別にさせていただいて、そこにいじめというものがあつたかどうかっていうのも、確認したうえで計上するという。

(橋詰委員)

なるほど。確認があつたうえで、件数として計上する。要は被害者の方がいじめと感じたら、とりあえず件数になっているわけではなくて、一応確認をして、それは確かにいじめであると、件数化されると。わかりました。

(後藤委員長)

次に(2)の小中学校のいじめ防止について事務局よりお願いします。

(遊馬指導主事)

はい。では資料2をご覧くださいと思います。

市内小中学校のいじめ防止の取り組みに関することについて説明させていただきます。埼玉県では、11月をいじめ防止月間として、いじめ防止の取り組みを行っております。それに伴いまして本市では、10月11月をいじめ防止月間として、各学校の実態に応じた、いじめ防止に向けた取り組みを実施しております。

今ここにお手元に資料にあるのは、各学校の令和5年度の実施計画書のまとめでございまして、令和6年度については、今現在まとめているところでございます。

共通の取り組みとしましては、心と生活のアンケートをいじめ防止月間の期間中に全ての小中学校で実施する。今の自分の気持ちはどうですか?というようなものを、アンケート形式で答えていって、この点数を子供が計算しまして、先生が回収をして、気になる回答をしている児童生徒には個別に相談をしていくということです。このようなアンケートから、先ほど橋詰様からもあつたような、いじめの芽が発見されるようなこともあります。

これを実施しているのと二つ目としては相談できる学校及び専門機関の一覧表「1人で悩まないで」その次のページであります。「1人で悩まないで」という資料を作成しまして、これを全小・中学校で配布させていただいております。

これは教育委員会の基本的な相談窓口がまとまっているものなんですけれども、本市では朝霞市の市長部局の方でも「こども・ほっとそうだん」というところが、今年度より出来まして、なかなか学校の関係者に言いにくい、先生とか教育委員会とかに言いにくいことについてもここであれば相談できるというようなことで、窓口があります。今年度から運用始まっているところなので、ちょっと具体的な件数等はこちらまだ持ってないんですけれども、多く相談が寄せられているということは聞いておりまして、このようなことも追加させていただいております。

(3)、三つ目ですね。全ての学校において、校長の指示伝達や文部科学省等の資料を使いまして、校内研修を実施して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応について意識を新たに取り組んでいるところです。

(4) といったしまして、学校いじめ防止基本方針を策定して、各学校のホームページで公開しております。

(5) といったしまして全校集会の校長講話や学校便り等でいじめ防止に関わる内容を取り扱っております。

(6) といったしまして、人間関係を豊かにすることをめざした特別活動の授業、いじめ問題を考えさせる道徳の授業に取り組むということで、先ほど浅見様からあったようなご指摘いただいたようなことをこういうところでも取り組んでいると計画されております。

(7) といったしましては生徒指導委員会や教育相談部会を組織して、情報を共有しているところです。このようなことを共通の取り組みとして実施させていただいております。

もしこの「心と生活のアンケート」や「1人で悩まないで」については文言等でのようにした方がより良いのではないかと、というのがあれば、来年度のところから早速反映してまいりたいと思いますので、ご意見ありましたら、この場で頂戴できればと思います。以上です。

(後藤委員長)

ありがとうございます。ただいまの説明、ご説明につきまして、ご質問やご意見いただければと存じます。

(杉田委員)

はい。いじめ認知件数が百何件あり、実際重大事態で上がってくるのは数件にも満たないという数だと思うんですよ。

それは各学校のいじめ防止委員会というのを各学校に設置をされていると。そこが、機能しての、そこでこしとられている状況になっているのか。各学校のいじめ防止委員会がどのように現在現状機能してるかっていうのがわかれば教えていただきたい。

(遊馬指導主事)

ご指摘のところは課題となっていましたところで、やはりこの防止対策推進法ができて、各学校でこの基本方針を定めました。それから、やはり10年弱経ちまして、形骸化していたという側面がございました。その点について、この委員会でもこういう指摘をいただいたところで各学校に改めて見直すように周知していて、それを受けて各学校長のリーダーシップのもと、見直しを図られているものと捉えています。

重大事態の認知が少ないって言うところなんですけれども、「いじめを原因とした」欠席が相当期間が続いているっていう件が、そもそも稀ですので、そういうものがあつたら、我々教育委員会と連携しながら対応しているところです。
以上です。

（杉田委員）

あともう1点すいません。実際にいじめ問題が起こった場合ですね大中小いろんな重いものから軽いものまであると思うんですけど、実際教頭先生とか校長先生が全て直接対話をするわけではなくて、担任の先生であつたり、そういったもう本当にいわゆる末端の先生たちがそれぞれ対応する、その対応がもう一番に重要になってくると言うんですけど、こういった取り組みに関してですね、例えば道德教育で徹底するとか、いろいろな人権教育をするといういろいろ書いてありましたが、それこそ学校の先生、市内何人いるかわかりませんが、上の執行部の人たちだけでなく末端へ、どのようにそういった取り組みを広げていくかと、そういったことが重要だと思うんです。末端にちゃんと届いてるのかというところなんですけれども、その辺の取り組みを教えていただければ。

（遊馬指導主事）

はい。まずやはり校内研修で、全職員が集まるところで、こういう生徒指導の対応については、年度当初確認しているところです。それでもやはり各担任が窓口になってしまうんですけども、学年であつたり、生徒指導部・教育相談部であつたりそういうところで組織としてやるようになってきている。今までの事例を踏まえて、よりチームで対応するようになってきていると教育委員会としては捉えているところです。

（横瀬課長）

追加ですね、各学校には生徒指導主任がおりますので、まずはその生徒指導主任を対象とした研修の中で、その生徒指導主任がそういった知識を持ち、その知識を持って各学校のそれぞれの学年に生徒指導担当がおりますので、そういった学年の生徒指導担当に伝えていくというところで今広げているところです。

先ほどありました校内のいじめ問題専門委員会等においてはですね、市からもやはりそれを積極的に効果的に使っていくべきだということがありましたので、私が実際にいた学校においても、毎週開かれる生徒指導部会の後に、今まさに校内の中の事案について、いじめの問題専門委員会として、共有し、考える案件がないかどうかというのを確認する時間はとっていました。そして学校の中で、やはりさらに生徒指導部会とは別に、改めて考えなければいけない全体で組織的に対応しなければいけない問題についてはそこで取り上げ、対応については考えるというようなことを行っております。

またその生徒指導部会を毎週行っている中でそれぞれの学年代表が出ておりますので、そこで生徒指導の方向性だったり、研修的な知識を注入し、またその先生たちが学年に戻ったときに先生方の中で共有するというような取り組みがございます。

（後藤委員長）

そのほかいかがでしょうか。

（舟越委員）

生徒指導部や教育相談部の研修の組織ですが、いじめ防止対策委員会というところは、先生方に認識してもらうことが大事なのかなと思いました。

自分も今都内の小学校で、勤務しておりますが、なかなかスクールカウンセラーって夏休みとか勤務できないので、参加できない時期があるんですけども、できるだけ毎月1回いじめ防止の会議にはスクールカウンセラーもメンバーに入れていただいて、こういった校内アンケートを共有していただくと、やはり相談で関わってる親子さんもいたりするんですね。そういうところで、「今は相談室としてはこういう状況で関わっています」、ということが出来ます。学校職員全体で情報共有できることということを伝えたり、逆に「アンケートに乗っかってきたけど、ここはノーマークだったね」というところに対しては、カウンセラーから授業の様子を観察にいたり、個人面談のときなどに、担任からカウンセラーの相談を勧めてみようかと言って、教室に抱え込まないで、学校全体を巻き込みながら共有して、一步間違えると重大事態になってしまうようなことも、校内で対応をしております。

朝霞市としてもスクールカウンセラーや相談員さんもせっかく来ているのでね、巻き込んで使っていただきたいなというふうに思っています。

(後藤委員長)

そのほかどうですか。

(浅見委員)

いじめの防止月間は10月11月あたりが多いんじゃないかなって思うんですけども、もう少し、例えば4月5月、だんだん子供たちが慣れてきて、6月あたりにどんなトラブルが発生するかなと思えば6月に1回、そしてまた、この時期に1回というふうにそれぞれの学校でも工夫して取り組んでもいいんじゃないかなと思うんですけども、このいじめ防止月間というのは、朝霞市として統一している月間ということなんでしょうか。

(遊馬指導主事)

そうです。

(浅見委員)

なので、もちろんこれを基本にしながら、各学校でその時期などを考えられるんじゃないかなというふうに思います。

(遊馬指導主事)

ご意見ありがとうございます。

(後藤委員長)

私、ちょっと気になったのでよろしいでしょうか。そのこどもホットラインとかですね。大学の中にもその駆け込み寺なものがあるんですけども、これ本当に守秘義務と情報管理がせめぎ合いになっていて、なかなか担当に直接伝わってこないところがありまして、悩みをもって相談しに行って、すべて筒抜けもまずいんですが、それが本人に伝わったりとかするともう二度と来ないということに繋がりがねない。ただし、守秘義務はそこから発生するわけですけども、情報を知らないで結局手遅れになってしまうというようなことにもなりかねない。そのような中で、何かロジックみたいなものは確立されているのか、それともここで止まっているものなのか、そのあた

り今後の事もあるので教えていただきたい。

（横瀬課長）

先日、児童虐待防止の研修に行ったときに、やはりいろんなお子さんたちから、例えば親御さんから暴力を受けたっていう相談があったときに、「そのことは誰にも言わないよ」っていうことは言っってはいいけませんっていう話がありました。そのときにそのことに対して「一緒にそのことを解決するために考えていこう」っていうふうなスタンスが大事だなっていう話がありました。

その考え方というのは、普段の生徒指導対応、また教育相談対応の中でもすごく大事と捉えており、実践の中ではやっているところがございます。あくまでも相談があったりして、それを解決していくために必要な方たちのその情報共有と、その守秘義務の徹底というところを、みんなで確認しながら丁寧に慎重に扱っていく必要があるっていうことがそれぞれやっているところではあるんですけども、まだまだその辺のところの明文化されていないところで、そこはちょっと今後検討していく必要があると思います。

（後藤委員長）

ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。

（舟越委員）

先ほどの相談者のことの連携についてなんですけど、私たちスクールカウンセラーの中だと、もちろん相談の内容は厳守します。しかし、「学校の中」でスクールカウンセラーとして仕事をしているので、命に関わることですとか、そういったことに関しては、やはり例外もなくはないっていうことを相談する前に伝えています。

加えて、集団内守秘義務っていう考え方のもとで、個人情報のやりとりをしてることはあります。集団内守秘義務というのは、相談者の話を直接聞いたカウンセラーだけではなく、例えば担任とか学年主任、養護教諭とか管理職も含めてですけれども、私達も聞いたことを全て話しはしないんですが、ここは学校の中で確認しておく必要があることは共有することがあります。例えば虐待に関することやいじめに関することなどです。グレーな事案、いじめに発展しそうなもので、出来れば今の「芽」の段階で対処できたらいいよねっていうところでは、子どもとしては「先生には大げさになるから言わないで」ということだとしても、集団内守秘義務の考え方のもと、具体的内容は伝えずに、「AさんとBさんの様子が気になるから休み時間なども見ておいてほしい。」ということを担任に伝えることもあります。

（後藤委員長）

勉強になりました。その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きまして、3番のその他について事務局からよろしくお願いします。

（遊馬指導主事）

その他につきましては朝霞市のいじめについての具体的なことを取り扱います。

この内容につきましては、児童生徒のいじめの具体的な内容や個人情報学校の状況も含まれておりますので、「朝霞市情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報」を取り扱います。

ここからは非公開として審議いただきたいと存じますが、お諮りいただけますでし

ようか。

（後藤委員長）

非公開としてよろしいでしょうか。

（一同それぞれ）

はい。

（後藤委員長）

ではこれより非公開といたします。

（非公開部分）

（後藤委員長）

キーワードが見つかったなという思いです。やはり関係構築っていうことはすごく大事な要素で、親御さん、先生、子どもという主たる要素の間、子どもと子どもの間の関係構築もそうですし先生と子どもの関係構築、親御さんと先生、親と子ども、もしかしたら親御さん同士の関係構築とかですね、様々な関係構築が、地域全体も含めて進めていけば、少しでも未然防止にもプラスに働くと考えたところです。明るいその関係構築をすすめていくことができますね、解決の糸口になるのではないかなというふうに考えております。本当に活発なご意見いただきまして本当にありがとうございました。

（後藤委員長）

それではあの司会を事務局の方にお返しします。ありがとうございました。

（遊馬指導主事）

円滑な進行を、また熱心な協議をいただきまして大変ありがとうございました。以上をもちまして令和6年度第1回朝霞市いじめ問題専門委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。